

大学評価・学位授与機構が実施する 高等専門学校機関別認証評価について

独立行政法人大学評価・学位授与機構

高等専門学校 機関別認証評価について

- 高等専門学校機関別認証評価実施の背景
- 評価の目的
- 評価の基本的な方針
- 評価の実施体制・方法
- 評価のプロセス・スケジュール
- 追評価

中央教育審議会答申(2002年8月)
『大学の質の保証に係る新たな
システムの構築について』

学校教育法 改正
2003年4月1日施行
認証評価制度の導入に係る改正は
2004年4月1日施行

- ・大学等(国公立大学および高等専門学校)に自己点検・評価とその結果の公表を義務化
- ・大学等に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価(認証評価)を義務化

学校教育法が定める 高等専門学校評価制度

- 高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、当該高等専門学校の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（教育研究等）の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 高等専門学校は、前項の自己評価等に加え、当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による評価（認証評価）を受けるものとする。
- 認証評価は、高等専門学校の求めにより、高等専門学校評価基準（認証評価機関が定める基準）に従って行うものとする。

平成16年度以降の大学等評価

- 認証評価（大学の質の保証等に関する評価）
 - 機関別認証評価（国公立大学、高等専門学校）
 - 専門分野別認証評価（法科大学院など専門職大学院）
- 国立大学法人評価（国立大学および大学共同利用機関）

機関別認証評価の目的

- 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てる。
- 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

評価の基本的な方針

- 高等専門学校評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

高等専門学校評価基準に基づく評価

- 機構の定める高等専門学校評価基準に基づき、
- 各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、
- 基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施する。
- 「優れた点」あるいは「改善を要する点」などを記述する。

教育活動を中心とした評価

- 評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであること、
- 評価の国際的動向等を勘案し、
- 教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施する。
- 教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」についても、高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の希望に応じて「選択的評価事項」として評価を実施する。

各高等専門学校の個性の伸長に資する評価

- 高等専門学校評価基準に基づいて行われるが、
- その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、
- 教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

目的：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等をいう。

自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主體的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す高等専門学校評価基準等に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

ピア・レビューを中心とした評価

- 高等専門学校[○]の教員および
- それ以外の者で高等専門学校[○]の教育研究活動に関し識見を有する者による
- ピア・レビューを中心とした評価を実施する。

透明性の高い開かれた評価

- 意見の申立て制度を整備し、
- 評価結果を広く社会に公表することにより、
- 透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、
- 評価の経験や評価を行った高等専門学校の意見を踏まえつつ、
- 常に評価システムの改善を図る。

評価の実施体制

- **高等専門学校機関別認証評価委員会**（委員20人以内）：国・公・私立高等専門学校の関係者および社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**：評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- **運営小委員会**：各評価部会間の横断的な事項の審議や評価部会が取りまとめる評価結果の調整等を行う。

追評価

- 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。
- この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、学校全体として高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

評価基準の構成概要

- 基準1 高等専門学校の目的 — 目的
 - 基準2 教育組織(実施体制)
 - 基準3 教員及び教育支援者
 - 基準4 学生の受入
 - 基準5 教育内容及び方法
 - 基準6 教育の成果
 - 基準7 学生支援等
 - 基準8 施設・設備
 - 基準9 教育の質の向上及び改善 — 改善システム
 - のためのシステム
 - 基準10 財務
 - 基準11 管理運営
- 教育活動
- 教育・学習サポート体制
- 機関全体の運営活動
- 選択的評価事項A 研究活動の状況
- 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況